

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号 志賀原発運転差止請求事件
原告 北野進 外124名
被告 北陸電力株式会社

証拠説明書(22)

(大飯判決に関して)

平成26年7月4日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩淵 正明 外

以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

番号	標目	原写	作成者	作成日	分類	立証趣旨等
D1	判決書 (当事者目録を除く)	写	福井地方裁判所 民事第2部	H26.5.21	① ② ③ ④	大飯判決において次の3点が判示されていること I 人格権は我が国の法制下においてこれを超える価値を他に見いだすことはできない。他方で、原発の運転の利益は経済活動の自由にすぎない。人格権侵害の具体的危険性が万が一でもあれば、他の諸要素を考慮することなく差し止めが認められるべきである。 II 原発に求められる安全性は極めて高度なものでなければならない。人格権侵害の具体的危険性の立証責任は原告にあるものの、判断対象は人格権侵害の具体的危険性が万が一でもあるかである。 III 原子炉規制法にもとづく審査とは関係

						なく、司法審査がなされるべきである。人格権侵害の具体的危険性が万が一でもあるのかの判断を避けることは裁判所に課せられた最も重要な責務を放棄するに等しいものである。
--	--	--	--	--	--	---